

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380126

研究課題名(和文) 新たなグローバル化社会における動的な担保取引法秩序の形成に向けた基礎理論の構築

研究課題名(英文) Basic Theory of the Dynamic Legal Order of Security in the New Globalized Society

研究代表者

片山 直也 (Katayama, Naoya)

慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授

研究者番号：00202010

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：動的な法認識論を基礎としつつ、「財」と「担保」をめぐる基本概念および法制度に関するフランス法圏(フランス法、ベルギー法、ケベック法)の動向を比較検討しながら研究を進めた。その結果、財およびその活用の多様化が進行する現代取引社会においては、多様な「財」によってもたらされる「効用」の分配を秩序化することが求められているという点が解明できた。さらに、ベルギー法およびケベック法は、フランス法圏でありながら、コモン・ローや統一法(UNCITRALなど)の影響を受けて、独自の担保法制を展開している点が、今後のわが国の財産法制のあり方にとり、多くの比較法的示唆を提供するものであることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：I have studied on the conception and legal regimes of property and security in French-speaking countries (France, Belgium and Quebec) from the point of view of dynamic legal epistemology. It follows that we should distribute by order the utilities produced by the diversified goods in modern society. Moreover, the law of Belgium and that of Quebec developed the original security regimes based on Common Law and the UNCITRAL Legislative Guide.

研究分野：民法

キーワード：担保 担保取引 財 効用 ベルギー法 ケベック法 法認識論 動態理論

1. 研究開始当初の背景

(1)申請者は、詐害行為取消制度(民法424条~426条)およびその背後にあるフランスにおける「フロード (fraude)」法理の研究を通じて、「原則 例外関係 (la relation principe/exception)」の重要性に着目し、原則と例外との間の「絶え間ない対話 (incessant dialogue)」が法秩序を漸次的な発展に導くとし、法規制の基礎をなすものが、「一般的法原則」(特に「矯正的法原則」)としての「フロード」法理であるとの仮説を提示するに至っている。その上で、濫用的会社分割のハードケースの分析を通して、新たな類型およびそれを規律する新たな規範の創設を正当化する、より上位の規範(一般的法原則)を内包した重層的な規範構造を措定しておく必要があることを明らかにしていた。

(2)各論的なテーマである担保取引および包括担保制度については、一方では、「担保取引」の統一法を策定しようとする国際的な動きがあり、広義の動産 (Movable Asset) 全体を対象とする包括的・一元的担保法制の策定が企図されている。他方では、近時、わが国において、担保法のパラダイム転換として、収益回収型担保や管理型担保の重要性が説かれて、企業担保・財団抵当法制の見直しが議論され、実務では、ABLなどの収益担保が用いられるようになってきている。申請者は、法務省の企業担保・財団抵当法制研究会に参加し、実務面での問題点を明確にしつつも、同時に、このような包括担保のあり方を論じる前提として、現代社会における財の多様化を受けて、そもそも「物」「財」「所有権」などの基本概念の見直しが必要であるとの問題提起を行い、共同研究をリードしてきた。

2. 研究の目的

動態的な法認識論に基づいて、新たな担保法制(特に包括担保法制)の基礎理論として、新たな「財」概念と「経済的所有権」概念の確立、「充当 (affectation)」の一般的法原則とその濫用規制の確立、コベナンツの効力論および「担保価値維持義務」の一般的法原則の確立が急務であることを明らかにすることが本研究の目的である。特に、フランス法におけるそれらの一般法原則および法制度が、ベルギー法やケベック法において、同じフランス法圏でありながら、Common Lawや統一法(UNCITRALなど)の影響を受けてどのように変容したかを動態的に分析することに力点を置く点が本研究の特徴をなす。

3. 研究の方法

(1)本研究は、わが国の法律学において未だ十分に意識されていない法認識論のアプローチから、「一般法原則 (principes généraux du droit)」を措定し、それを基礎に動態的かつ重層的な法形成を行うという実践法学

方法論の導入を試みるものである。まさしくグローバル化社会における動態的な私法秩序形成に向けた基礎理論となるであろう。フランス、ベルギー、ケベックというフランス法圏の法認識論の拠点を結合しようとする点が独創的である。

(2)その試金石となるのが包括担保に関する各論的研究である。まずは、総論としての基礎法学的アプローチと各論としての実践法学的アプローチの両面から研究を進めて行くことも本研究の独創的な点といえよう。本研究では、包括担保をめぐる一般的法原則として、新たな「財」概念と「経済的所有権」概念の確立、「充当 (affectation)」の一般的法原則とその濫用規制、コベナンツの効力論および「担保価値維持義務」の一般的法原則を確立しようとする点が特徴である。一般的法原則の確立は、担保取引のグローバル化に対応した私法(担保取引法)統一の動きにも一助となると確信している。

(3)研究方法については、本研究は、申請者所属の研究機関(慶應義塾大学)における文献研究と並行して、国内において入手困難なフランス法の資料および情報の収集(聞き取り調査など)ならびに研究者との意見交換を行うために、フランス法圏(パリ、ブリュッセル、ケベック・シティーおよびモントリオール)へ渡航をし、かつ研究成果を日本だけではなく、ベルギーおよびケベックのシンポジウム等で報告・討論を行った。

4. 研究成果

動態的な法認識論を基礎としつつ、「財」と「担保」をめぐる基本概念および法制度に関するフランス法圏(フランス法、ベルギー法、ケベック法)の動向を比較検討しながら研究を進めた。その結果、財およびその活用の多様化が進行する現代取引社会においては、多様な「財」によってもたらされる「効用」の分配を秩序化することが求められているという点が解明できた。さらに、ベルギー法およびケベック法は、フランス法圏でありながら、コモン・ローや統一法(UNCITRALなど)の影響を受けて、独自の担保法制を展開している点が、今後のわが国の財産法制のあり方にとり、多くの比較法的示唆を提供するものであることが明らかとなった。

一般法原則との関係については、以下の知見を得た。

新たな「財」概念と「経済的所有権」概念との関係については、まずは、動産、債権、預金をまとめて担保にとるABLの手法、有機体的一体性のある営業や事業を担保にとる担保法制を基礎付けるためには、わが国の現行民法の「物」(有体物)を中心とする物権法体系自体の見直しが必要となる。その点では、フランス法圏の「財」は、日本法の「物」と異なり、「有体物」にとどまらず、「無体物」「権利」「包括財(集合財)」を包摂しうる概念である。さらに集合物や包括財産を担保や

管理の対象とするためには、構成部分の所有権の帰属とは別に、「効用」を把握するための管理処分権能の帰属を論じる必要である。包括担保の基礎理論としては、「物」にかわる「財」概念を導入し、有体・無体の如何を問わず、所有権の二重構造(所有権の帰属と、権限の帰属の二重構造)を前提として、後者に関しては「経済的所有権」という視角から担保や信託などを視野に入れた一般的法原則を確立することが必要となる。

「充当(affectation)」の一般的法原則との関係については、包括担保においては、構成部分たる物を結合するものが何か論じられなければならないが、わが国では、事実としての集合物があれば、その要件(特定性)のみを問題とし、その根拠が論じられることはない。これに対して、フランス法圏では、その根拠を充当意思(affectation)に求めるのが一般的である。すなわち、財の集合的把握の根拠として、「添付(accession)」、「従物(accessoire)」と並んで、「充当(affectation)」が挙げられるが、担保取引として重要となる、在庫、営業財産や有価証券ポートフォリオなどの「包括体(universalité)」の根拠は「充当意思」に求められる。さらに担保の責任財産分離機能等を念頭におくと、信託や EIRL など、そもそも「資産(patrimoine)」を区分する「充当目的資産(patrimoine d'affectation)」とも関連する。物権法定主義との関係で、どこまで充当意思の効力を認めるかという問題であるが、グローバル化した取引社会においては、原則として、広く自由な充当を認めつつ、例外的にその濫用を規制するための法制度を整備する方向で制度設計することが目指されるべきである。

コベンツの効力論および「担保価値維持義務」の一般的法原則については、近時、中長期の融資に際してコベンツが用いられるようになり、担保の新たな機能の一つとして「管理機能」(経営監視機能)を位置づける分析も現れているが、他方では、合意の第三者効の問題などは必ずしも十分に論じられていない。その点では、基礎理論として、「担保価値維持義務」を論じることが有益であることが明らかにされた。フランス法における「債務者の拘束(assujettissement du débiteur)」の理論を契機に一般的法原則を定立し、その逸脱行為に対する新たな制度設計が目指されるべきである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

1. 片山直也「<シンポジウム>担保法の国際的動向 担保制度の多様性と共通性をめぐる比較研究3. フランス法」比較法研究 77号(比較法学会・2015.12)30-45頁【査読無し】

2. 片山直也「<シンポジウム>財の多様化と民法学の課題」私法 77号(日本私法学会・2015.4)3-51頁【査読無し】

3. 片山直也「『活用(exploitation)』概念と『権能』論 PFIにおける公共施設等運営権を契機として」法学研究 88巻1号(2015.1)29-56頁【査読無し】

4. 片山直也「<ミニ・シンポジウム>フランスにおける『財の法』の理論と課題『財の集合的把握』」比較法研究 76号(比較法学会・2014.12)123-131頁【査読無し】

5. 片山直也「債権者代位権・詐害行為取消権」法律時報 86巻12号(2014.12)64-71頁【査読無し】

6. 片山直也「財の集合的把握と財の法」NBL1030号(2014.8)46-57頁【査読無し】

7. KATAYAMA, Naoya, The Infringement of Guarantee Rights and Set on the Collateral Value of the Obligation to Maintaining Obligation of Installer on Property Security, in Shandong University Law Review 2014, pp. 17-22, translated in Chinese by Xiao Yu【査読無し】

〔学会発表〕(計5件)

1. KATAYAMA, Naoya, Perspectives japonaises et le droit sur la valeur, in Le droit des sûretés et le droit des biens épreuve de l'immatériel et de la dématérialisation : regards croisés, March 17, 2017, L'Université Laval, Quebec-City (Canada)

2. KATAYAMA, Naoya, De la notion des biens et des régimes des sûretés en droit japonais, Midi du Centre, Feb. 16, 2017, L'Université libre de Bruxelles, Le Centre de droit privé, Bruxelles (Belgique)

3. KATAYAMA, Naoya, Des choses et des biens, Echange sur le droit des biens japonais, Nov. 18, 2016, L'Université McGill, Le Centre Paul-André Crepeau de droit privé et comparé, Montréal (Canada)

4. KATAYAMA, Naoya, Des choses et des biens, La réforme du droit des biens au Japon: influence et enjeux, Nov. 16, 2016, L'Université Laval, La Chaire de rédaction juridique Louis-Philippe-Pigeon, Quebec-City (Canada)

5. 片山直也「<シンポジウム>担保法の国際的動向 担保制度の多様性と共通性をめぐる

る比較研究3「フランス法」比較法学会第78回大会、中央大学後楽園キャンパス、比較法学会、2015.6.7.)

〔図書〕(計5件)

1.後藤巻則=滝沢昌彦=片山直也編『プロセス講義民法 担保物権』(信山社・2015.8)(「担保物権法序論」(1-10頁)、「抵当権(2)物上代位」(36-48頁)を執筆担当)

2.近江幸治=道垣内弘人編著『日中韓における抵当権の現在』(成文堂・2015.9)(片山直也「日本法における担保価値が低下した場合の債務者の義務」(107-116頁)、片山直也「日本法における抵当権と賃借権の衝突」(143-148頁)を執筆担当)

3.水野紀子=窪田充見編『財産管理の理論と実務』(日本加除出版株式会社・2015.6)(片山直也「財産管理と物権法」を執筆担当)(63-85頁)

4.吉田克己=片山直也編『財の多様化と民法学』(商事法務・2014.10)(片山直也「財の集合的把握と財の法」を執筆担当)(123-144頁)

5.岩谷十郎=片山直也=北居功編『法典とは何か?』(慶應義塾大学出版会・2014.10)(片山直也「法典と一般的法原則 法秩序の重層構造と動態的法形成」を執筆担当)(65-78頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6.研究組織

(1)研究代表者

片山 直也(KATAYAMA, Naoya)
慶應義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号：00202010

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：

(4)研究協力者
()